

建設業許可を受けても、電気工事業を行う場合は、

**電気工事業法の届出が必要**です。

Q 1 私は建設業の許可を受けたので、電気工事業法に基づく申請は必要ないと思いますが・・・

A 1 建設業法の許可を受けた建設業者が電気工事業を営む場合は、建設業法では規制できない要件があることから、「みなし登録電気工事者」として「電気工事業開始届出書」により届出をしなければなりません。

Q 2 現在、電気工事業の登録をしています。今回、建設業許可を取得しました。新たに手続きが必要ですか？

A 2 登録電気工事業者が電気工事で建設業許可を取得した時点で、「登録電気工事業者」から「みなし登録電気工事業者」となります。遅滞なく電気工事業開始届出書を提出してください。

Q 3 みなし登録電気工事業者の届出を行っており、この度、建設業許可の更新を行いました。電気工事業法上、何か手続きが必要ですか？

A 3 建設業許可を更新した場合には、遅滞なく「電気工事業に係る変更届出書」により届出が必要です。

Q 4 みなし登録電気工事業者が建設業許可の更新を行わなかった場合、電気工事業開始届の効力がなくなるのですか？

A 4 建設業許可の有効期限が切れた時点で、「みなし登録電気工事業者」ではなくなりますので、引き続き電気工事業はできません。電気工事業を行う場合には、再度、建設業許可を受けて、「みなし登録電気工事業者」として、新たに「電気工事業開始届出書」を提出するか、建設業許可を受けない場合には、「登録電気工事業者登録申請」を行う必要があります。

具体的なお問い合わせは・・・

熊本県総務部・市町村税務局  
消防保安課保安班(新館10F)  
電話096-333-2117